



ひとり親家庭の キャリアアップを応援します

▶ 問い合わせ
 函子ども・子育て総合センター
 ☎0287(46)5538

●自立支援教育訓練給付金事業

あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。

対象	対象講座	支給額
次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③教育訓練講座を受講することが就職やキャリアアップに必要と認められる ④過去にこの給付金を受給していない	雇用保険制度の教育訓練講座として指定されている講座(医療事務、大型自動車免許、社会福祉士、介護福祉士、保育士など) ※詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムで確認してください。	対象講座の入学料、受講料の合計額(消費税含む)の60%に相当する額 ※雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の受給者は上記の額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- ・講座受講前に対象講座の指定を受ける必要があるため、事前に函子ども・子育て総合センターへ相談してください。
- ・給付金は受講終了後に支給されます。

●高等職業訓練促進給付金等事業

対象となる専門的な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、生活の安定を図るため、一定期間給付金を支給します。

対象	対象資格	支給額(月額)
次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる ④生活保護を受けていない ⑤就業や育児と、修業との両立が困難であると認められる ⑥過去にこの給付金を受給していない	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師	・市民税非課税世帯 10万円 ・市民税課税世帯 7万500円 ※修業している期間(上限36ヵ月)に支払われます。

- ・入学(修業)の手続きをする前に函子ども・子育て総合センターへ事前相談が必要です。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信制講座を含む)を受け、これを修了した時や合格した時に受講費用の一部を支給します。

対象	対象講座	支給額
次の全ての要件を満たし、20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母か父 ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある ②過去にこの給付金を受けていない ※この他にもいくつかの要件があります。 ※すでに高校卒業・大学入学資格を取得している人などは対象外です。	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)	・受講終了時…対象講座の受講修了後、受講料などの2割(10万円を上限) ・合格時…高等学校卒業程度認定試験合格後、受講料などの4割(受講終了時との合算で合計15万円を上限)

- ・講座の受講前に申請が必要です。



高齢者向けの各種助成の申請が始まります 高齢者タクシー券・紙おむつ券・理美容利用券

▶ 問い合わせ
 函高齢福祉課 ☎0287(62)7137
 函市民福祉課 ☎0287(37)6231
 函総務福祉課 ☎0287(32)2912

「高齢者外出支援タクシー利用券」、「在宅要介護高齢者紙おむつ券」、「高齢者理美容利用券」の申請を受け付けます。
 ※券は指定されたタクシー会社と店のみ利用可能で、申請月により枚数が変わります。
 ※申請期間の初めの頃は大変込み合います。券が使用できるのは4月からなので余裕をもって申請してください。

▶持参するもの

- タクシー券：申請者の身分証明書、印かん
- 紙おむつ・理美容券：申請者の介護保険証、印かん(代理人の場合は、代理人の身分証明書と印かんも必要)

券の種類	内容	対象	申請期間・窓口
高齢者外出支援タクシー利用券	タクシーで代金のかわりに利用できる券 1世帯あたり最大70枚(1枚500円分)	在宅の 70歳以上 で、運転免許証がないか、自動車を所有・使用していない人で次のいずれかに該当する人 ①同居などの親族がいない人 ②同居などの親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要。 詳しくは市の窓口にご相談ください。	3月18日(月)から ・ 函 高齢福祉課 ※3月22日(金)までは1階市民室。 ・ 函 市民福祉課 ・ 函 総務福祉課 ・ 函 常根出張所
在宅要介護高齢者紙おむつ券	紙おむつ購入時に利用できる券 最大60枚(1枚1,000円分) ※「市指定ごみ袋支給」の申請も合わせて受け付けます。	在宅の65歳以上で要介護認定1~5の人のうち、医師の意見書か認定調査票で次の判定を受けている常時おむつが必要な人 ○障害高齢者の日常生活自立度のランクがBかCの人 ○認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ~Mの人	3月18日(月)から ・ 函 高齢福祉課 ・ 函 市民福祉課 ・ 函 総務福祉課 ・ 函 常根出張所
高齢者理美容利用券	散髪の際に利用できる券 最大8枚(1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護認定1~5の人	



障害者の外出を支援 障害者福祉タクシー券を配布します

▶ 問い合わせ
 函社会福祉課 ☎0287(62)7026
 函市民福祉課 ☎0287(37)6231
 函総務福祉課 ☎0287(32)2912

「障害者福祉タクシー利用券」と「車椅子タクシー利用券」の申請を3月25日(月)から受け付けます。
 ▶持参するもの 申請者の障害者手帳、印かん(代理人の場合は、代理人の身分証明書と印かんも必要)

券の種類	内容	対象	申請期間・窓口
障害者福祉タクシー利用券	福祉タクシーで代金のかわりに利用できる券 月額2,900円分 ※申請月で枚数が変わります。	次の手帳を持っている人 ・身体障害者手帳1~3級 ・療育手帳 A、A1、A2 ・精神保健福祉手帳 1級、2級	▶申請期間 3月25日(月)から ▶申請窓口 ・ 函 社会福祉課 ※3月25日(月)・26日(火)は1階市民室。 ・ 函 市民福祉課 ・ 函 総務福祉課 ・ 函 常根出張所
車椅子タクシー利用券	車椅子タクシーで代金のかわりに利用できる券 年額15,000円分	福祉事務所から車椅子の給付を受けた人	